

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

「遊心苑短期入所療養介護事業所のご案内」

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所の名称	遊心苑短期入所療養介護事業所
開設年月日	平成12年4月1日
事業所の所在地	秋田市添川字境内川原196番地1
介護保険指定番号	0550180095号
管理者氏名	阿部 徹
電話番号	018 - 831 - 3666
ファクシミリ番号	018 - 831 - 3560
通常の送迎実施地域	秋田市

(2) 短期入所療養介護事業所の目的と運営方針

短期入所療養介護事業所は、看護・医学的管理の下での介護や介護予防、機能訓練その他必要な医療と日常生活上のお世話などの短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供することで、家庭で介護者が疲れたときや、その他必要な際に要介護度（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援度）毎に定められた日数を限度として要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）をお預かりすることを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[遊心苑短期入所療養介護事業所の運営方針]

- ・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ 明るく家庭的な雰囲気の下で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、居宅（介護予防）サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制

施設長	1名
医師	1名
薬剤師	1名
看護職員	9名以上

介護職員	25名以上
作業療法士	1名以上
管理栄養士	1名以上
支援相談員	1名以上
事務員	1名以上
介護支援専門員	1名以上（兼務）
その他	若干名

(4) 入所定員等

・定員	100名				
・療養室	個室	12室	2人室	2室	4人室 21室

2. サービス内容

(1) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画の立案

(2) 食事（食事は原則として食堂ホールでおとりいただきます。）

朝食 7時30分 ～

昼食 12時 ～

夕食 18時 ～

(3) 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護・介護予防

(6) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

(7) 相談援助サービス

(8) 栄養管理

(9) 理美容サービス

(10) 行政手続代行

(11) その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

※

3. 入所時の手続

短期入所に際して、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証等をお預かりして、[預かり証]を発行し（原本）をお渡しし、（写し）を事業所で保管しておきます。

4. 退所時の手続

入所時にお預かりした介護保険被保険者証、健康保険被保険者証等を、確認していただいた上でお返しし[受領書]を発行し、（写し）をお渡しし（原本）を事業所で保管しておき

ます。

5. 契約の解除

利用者および扶養者または身元引受人は、当事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護（介護予防）サービス計画に関らず、利用契約を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者および扶養者または身元引受人は、速やかに当事業所および利用者の居宅（介護予防）サービス計画作成者に連絡するものとします。

また、当事業所は、利用者および扶養者または身元引受人に対し、次に掲げる場合には利用契約を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護（要支援）認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- (3) 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当事業所での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者および扶養者または身元引受人が、本契約に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日以内に支払わない場合
- (6) 利用者および扶養者または身元引受人が、当事業所、当事業所の職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の暴言、威圧的な態度などの迷惑行為・背信行為または反社会的行為を行った場合
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

6. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称	中 通 総 合 病 院
院 長 名	奥 山 慎
所 在 地	秋田市南通みその町3-15
電 話 番 号	0 1 8 - 8 3 3 - 1 1 2 2
診 療 科	内科，消化器内科，循環器内科，呼吸器内科，神経内科，神経精神科，小児科，産婦人科，消化器外科，呼吸器外科，乳腺内分泌科，整形外科，脳神経外科，心臓血管外科，皮膚科，泌尿器科，眼科，耳鼻咽喉科，放射線科，麻酔科，病理科
入 院 設 備	有（病床数450床）

医療機関の名称	中通リハビリテーション病院
院長名	小貫 渉
所在地	秋田市中通6丁目1-58
電話番号	018 - 833 - 1131
診療科	内科, 精神科, リハビリテーション科
入院設備	有 (病床数220床)

医療機関の名称	中通 歯科 診療所
院長名	原田 久美子
所在地	秋田市中通6丁目1-58
電話番号	018 - 832 - 2833
診療科	歯科, 小児歯科, 矯正歯科
入院設備	無

※ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 利用料の減免措置について

当事業所は、社会福祉法に基づき、「生計が困難」な状況にある方々を対象として、利用料の減免措置を講じております。

具体的な内容につきましては、ご遠慮なく「相談室」にお問い合わせ下さい。

8. 事業所利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 午前8時30分 ~ 午後8時 来訪者は、面会時間を遵守し、その都度面会者名簿に所定の事項を記載して下さい。来訪者が宿泊を希望する場合は、必ず事前に許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を事前に届け出て許可を得て下さい。
居室、設備、器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での喫煙は、禁止しております。ご遠慮下さい。 事業所内での飲酒は、特に認められた場合を除きご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品・現金等の管理	自己の責任で、充分注意して行って下さい。

宗教活動・政治活動	事業所内での利用者に対する宗教活動および政治活動は、ご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持込みおよび飼育は、お断りします。

9. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設遊心苑 防災規程」に則り、対応を行います。																																	
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設遊心苑 防災規程」に則り、年2回夜間および昼間を想定した消防訓練を、入所者の方も参加していただき実施します。																																	
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>.....</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>.....</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>非常警報設備</td> <td>.....</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>非常用電源</td> <td>.....</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>避難階段</td> <td>.....</td> <td>有 (2ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>避難口</td> <td>.....</td> <td>有 (8ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>防火扉, 防火シャッター</td> <td>.....</td> <td>有 (1ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>誘導灯および誘導標識</td> <td>.....</td> <td>有 (23ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>.....</td> <td>有 (8ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>避難器具 (滑り台)</td> <td>.....</td> <td>有 (1ヶ所)</td> </tr> <tr> <td>療養室, 廊下, 階段等の内装材料</td> <td>.....</td> <td>防火性能有</td> </tr> </table>	スプリンクラー設備	有	自動火災報知設備	有	非常警報設備	有	非常用電源	有	避難階段	有 (2ヶ所)	避難口	有 (8ヶ所)	防火扉, 防火シャッター	有 (1ヶ所)	誘導灯および誘導標識	有 (23ヶ所)	屋内消火栓設備	有 (8ヶ所)	避難器具 (滑り台)	有 (1ヶ所)	療養室, 廊下, 階段等の内装材料	防火性能有
スプリンクラー設備	有																																
自動火災報知設備	有																																
非常警報設備	有																																
非常用電源	有																																
避難階段	有 (2ヶ所)																																
避難口	有 (8ヶ所)																																
防火扉, 防火シャッター	有 (1ヶ所)																																
誘導灯および誘導標識	有 (23ヶ所)																																
屋内消火栓設備	有 (8ヶ所)																																
避難器具 (滑り台)	有 (1ヶ所)																																
療養室, 廊下, 階段等の内装材料	防火性能有																																

10. 身体拘束等

当事業所は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止します。ただし、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

11. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 秘密の保持および個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者および扶養者または身元引受人もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を利用契約書 [別紙2] (個人情報の利用目的) のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
- (2) 居宅介護（介護予防）支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

上記の各事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

13. サービス提供記録の開示

当事業所は、希望される利用者に対してサービス提供記録を開示します。サービス提供記録の開示を希望される方は、職員にお申し出下さい。

14. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置くこと

15. 感染症の予防及びまん延防止

当事業所は、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること
- (3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること

16. 業務継続計画

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます
- (2) 当事業所は、職員に対し当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します
- (3) 当事業所は、定期的当該計画を見直しと、必要に応じた変更をおこないます

17. 要望および苦情等の相談

当事業所には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。(☎ 018 - 831 - 3666 内線15番)

要望や苦情などは、支援相談担当者(菊地美代子)もしくは第三者委員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、ホール等に備え付けた「投書箱」をご利用いただき責任者(管理者・阿部徹)に直接お申し出いただくこともできます。

なお、行政機関その他の苦情受付窓口は、次のとおりです。

- ・秋田市福祉保健部介護保険課企画給付担当 ☎ 018-888-5674
- ・秋田県国民健康保険団体連合会相談専用電話 ☎ 018-883-1550

18. 事故発生時の対応

サービス提供に伴い事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともにご家族に連絡し、あわせて市町村の担当部署へも連絡するものとします。

また、事故の状況ならびに採った措置について記録するとともに、賠償すべき損害が生じた場合には、速やかにその損害について賠償いたします。

19. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 遊心苑
代 表 者	理事長 加 賀 谷 肇
所 在 地	秋田市添川字境内川原196番地1
実施事業	介護老人保健施設遊心苑 遊心苑短期入所療養介護事業所 遊心苑通所リハビリテーション事業所 遊心苑訪問リハビリテーション事業所 介護支援センター遊心苑

私は、本書面に基づいて当事業所の職員(氏名)から、上記重要事項の説明を受け、当事業所から短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供を受けることについて同意しました。

令和 年 月 日

<サービス利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<扶養者または身元引受人（連帯保証人）>

住 所 _____

氏 名 _____